



府中ストリートテラス with JAZZ in FUCHU 出店者募集のご案内

まちづくり府中では、府中市を象徴するけやき並木通りの継続的なにぎわい及び、まちを訪れた方々がまちなかで心地よく過ごせる場を創出するため、府中駅前のけやき並木通りにおいて日曜日の車両交通規制の時間帯等を活用し、車道にテーブルとイスのほかキッチンカー等を配置する取り組みである「府中ストリートテラス in けやき並木通り」を実施しています。

今回は、10月26日(日)に開催される「けやき音楽祭 JAZZ in FUCHU」と連携し、府中ストリートテラスを実施いたします。

多くの方がけやき並木通りでより楽しく、より心地よく利用していただけるよう、この度下記の本要項に基づきキッチンカーとテント出店の募集を行います。一緒にこの日を盛り上げていただける皆様からのご応募をお待ちしています。

2025年7月
まちづくり府中

【開催概要】

【名称】 府中ストリートテラス with JAZZ in FUCHU

【目的】 けやき並木において「府中ストリートテラス」を「けやき音楽祭 JAZZ in FUCHU」と連携して開催することにより、府中の街の核となるけやき並木周辺のにぎわいづくりと、“ひと”と“まち”が繋がりながら地域活性化に資することを目的としています。

【開催場所】 府中けやき並木通り

【日時】 2025年10月26日(日)11:00～17:00 ※雨天中止

【ストリートテラス運営事務局】 まちづくり府中

※「けやき音楽祭2025 JAZZ in FUCHU」は、JAZZ in FUCHU 実行委員会が主催する事業です。

【今回募集店舗数(予定)】

●キッチンカー出店 6店舗

●食物販・PRテント出店 4店舗

【イメージ】



※けやき並木通りにて府中ストリートテラスの様子

【府中ストリートテラス with JAZZ in FUCHU出店要項】

(1) 出店対象

- ・キッチンカー出店:キッチンカー事業者/移動販売事業者
※飲食店営業(自動車)、喫茶店営業(自動車)、菓子製造業(自動車)、食料品等販売業(自動車)の許可証を得ている事業者
- ・テント出店:主に小売業、食料品等販売業、菓子製造業を営む方、事業のPRを行いたい事業者

(2) 出店日時

10月26日(日)11:00～17:00 ※途中退店不可

(3) 出店料(現金 出店時前払い 消費税込み)

キッチンカー出店

- ・市内事業者料金 1日1区画につき15,000円
- ・市外事業者料金 1日1区画につき20,000円

テント出店

- ・市内事業者料金 1日1区画につき10,000円
- ・市外事業者料金 1日1区画につき15,000円

※有料追加レンタル備品ご希望の場合は別途費用がかかります。

※4ページ以降に中止やキャンセルについて記載していますのでご確認ください。

(4) 出店小間サイズと形態

キッチンカー出店 :間口6m×奥行3m

テント出店 :間口2m×奥行2m

※前面から0.6mまでの空間は、出店区画内として机や看板などを置くことができます。

※後述の無料貸出備品以外の必要な資材は各出店者でご用意ください。

※但し、お申込み時に追加レンタル備品の申請をした場合のみ、有料での備品の追加レンタルが可能です。お申込み後のレンタル申請やキャンセルはご相談になりますが、お受けできないこともございます。

《テント出店者:無料貸出備品》

- ・テント 1 基:幅 約2.0m×奥行き 約2.0m×高さ 約2.1m
(調理行為を行う店舗については、3方向に横幕を設置)
- ・テーブル 1 台:たて約45cm×よこ約180cm×高さ約70cm

・イス 1 脚

《テント出店者:有料追加レンタル備品》※価格は全て税込みとなります。

申込時に選択いただきます。

基本的に後日の追加/キャンセルを承ることはできません。

・テーブル(たて約45cm×よこ約180cm×高さ約70cm)1 台:1,500 円

・イス 1 脚:500 円

(5) 出店の条件

◆下記の条件を満たすこと

①事業者登録を行っていること。

②農産物・加工品を生産・加工されている方や工芸品・雑貨の販売、飲食店営業や食品販売、サービス業、ワークショップ等の提供を行う事業者。

※飲食店営業について、ご提供いただける調理を伴う品目は、ガス等の火器を使わないものに限り、(IHコンロは使用可能)

◆販売の際に使用する容器包装類への配慮について

府中市は、2050年度に二酸化炭素実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しています。出店者の皆様におかれましては、紙素材・木製容器、バイオマスプラスチック、リサイクルプラスチック等を極力ご利用いただきつつ、簡易包装での提供をお願いいたします。

【出店可否の判断について】

JAZZ in FUCHU主催と共に審査を行い決定致します。

【出店申込みの流れ】

①申込フォームによる出店申込み **※申込締切:2025年7月31日(木)正午まで**

出店の申込みは、下記の申込フォームに必要事項を入力の上お申込ください。また、本出店要項最下部に記載されている「反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約」をよくお読みいただき、申込フォームにて同意の上お申込みください。

・出店申込フォーム

<https://forms.gle/vTrGHYvtQsSua8fs8>

②申込に添付する書類の提出 **※提出期限:2025年7月31日(木)正午まで**

メールまたはFAXにて提出してください。ただし、写真はメールでお願いします。

書類に不備がある場合は、審査対象となりませんのでご注意ください

・商品紹介写真や出店イメージ写真等 2、3点(WEB・SNS告知等で使用しますので予めご了承ください。)

《キッチンカー出店者》

・営業許可証の写し(写真データでも可)

・運転免許証の写し(写真データでも可)

・車検証の写し(写真データでも可)

《テント出店者》

- ・【飲食(調理行為が発生する事業者)】飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業、食料品等販売業等の営業許可書写し
- ・【飲食(調理行為が発生する事業者)】**「臨時出店届」臨時出店届は1枚にまとめて記入し、ご提出ください。**(調理行為が発生するものは、商品毎に分けてご提出下さい。) 臨時出店届へ記載するものは、出品する食品全て記載ください。調理行為が発生するものは、その旨も商品名の末尾にカッコ書きで記載ください。※保健所への確認が済むまでは、出品内容は確定ではございません。

〈メール、FAX送付先〉まちづくり府中

メールアドレス: machidukurifuchu@gmail.com

FAX:042-370-1785

③出店可否の決定 ※2025年8月中旬頃

場の予定区画数・全体の出店内容のバランス等から総合的に審査し、事務局より出店可否決定通知メールをお送りいたします。

④府中ストリートテラス当日

《キッチンカー出店者》

・9:50～9:55 まで 待機場所(詳細は後日お伝え)にて集合

※必ずけやき並木通り北側より進入をお願いします。出店位置は当日スタッフがご案内致します。

・準備出来次第販売を開始してください。販売時間は17:00までです。

・17:30 完全撤収お願い致します。

《テント出店者》

・10:30～10:45 指定の場所(出店通知メールにてお知らせします)へお越しいただき、受付をお済ませください。

その際に、備品レンタル料のお支払いをして頂き領収証をお渡しいたします。

・10:45頃 受付後、所定の区画内で販売準備をしていただき、準備出来次第販売を開始してください。

・販売時間は17:00までです。

・17:30 完全撤収お願い致します。

※けやき並木通りは10時より交通規制がかかる予定です。10時より前に区画内にて準備をすることはできません。

※テントの設営は、10時の交通規制開始後となります。テントの設営後概ね10:30以降に区画内の準備が実施いただけます。

◆当日のタイムスケジュール

時間	全体の動き	出店者
9:50～9:55	キッチンカー待機	
10:00	けやき並木通り車両通行規制(予定)	キッチンカー誘導
10:00	ストリートテラス設置準備	テント区画設営開始
10:30-10:45	テント出店者受付	テント区画内にて準備開始
11:00	ストリートテラス 開始	出店者は準備出来次第販売開始
15:00前後	パレード通過	一時営業停止(パレード通過の為)

17:00	ストリートテラス 終了 販売終了	営業終了 片付け・清掃 ※テント・貸出備品は主催者側で回収に伺います。そのままにしておいてください。
17:30	完全撤収	完全撤収
18:00	けやき並木通り車両通行再開	

※当日15時前後に、パレードがけやき並木を通過いたします。その際は一時営業を停止いただく事となりますので、予めご了承ください。

パレードの様子



【開催中止の判断について】

雨天、台風、強風などの悪天候により、主催者の判断で開催を中止する場合があります。ただし、損失補填は行いません。あらかじめご了承ください。なお、JAZZ in FUCHUの実施の可否に関わらず、雨天が予想される場合、中止となる場合があります。

■悪天候が前日以前から予測される場合

開催前日の 17:00 に開催の可否を決定し、中止の場合のみ各出店者連絡先へ連絡します。ただし、台風接近が予想される場合等は、より早い時点で中止を決定する場合があります。

■当日に急きょ中止する場合

当日の急な荒天・災害等による中止は、決定した時点で速やかに各出店者へ連絡します。

【出店をキャンセルされた場合】

出店決定後の出店者都合によるキャンセルは、出店キャンセル料をお支払いいただく場合がございます。なお、出店者都合のキャンセルであるにも関わらずお支払いいただけない場合は、今後のイベント出店についてもお断りさせていただく場合がございます。

【出店・販売に関する注意事項】

- ・食品に関しては個別包装の上、製造者・賞味期限・成分表示などを記載したラベルを添付し販売して下さい。(テント出店者の方)
- ・要冷蔵品は出品することはできません。(テント出店者の方)
- ・出店区画については主催者が決定します。出店位置のご希望は受付できません。
- ・当日、けやき並木通りは10:00から18:30～19:00ごろまで車両通行止め(予定)となり、車両による搬入出は行うことができません。(テント出店者の方)
- また、専用駐車場のご用意はありません。近隣駐車場を利用し、台車などで搬入をお願いします。台車で近隣商業施設内のエレベーター等を利用しないでください。
- ・商品の陳列の仕方は問いませんが、美しい陳列にご協力ください。次回の出店審査の参考にさせていただきます。地

面への陳列、区画外での販売は禁止です。

- ・販売する「商品の名称」「価格」がお客様から一目でわかるように、POP(キャッチコピーや商品の説明)などの表示を可能な限り行ってください。価格表示については、法令等に基づく各種所定の表示を厳守してください。
- ・排煙、臭気、振動、大音量を伴うもの、公序良俗に反するもの、法令違反の商品は持ち込めません。
- ・発電機を使用する場合は、出店申込書の該当欄に記載してください。発電機を使用する場合は発電機 1 台につき、消火器 1 台を備え付けてください。
- ・商品、現金の管理は、出店者の責任にて管理してください。販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属するものとします。
- ・道路や歩道を汚さないように努めてください。撤収後に汚れが見られた場合は、清掃のご協力をお願いするとともに、今後出店をお断りする場合があります。
- ・会場にはゴミ箱は設置しません。また、事務局では各店舗で発生したゴミを回収いたしません。商品の販売に伴い発生するお客様のゴミについても各店舗にて回収のうえ、お持ち帰りください。
- ・ストックヤードはありません。在庫の保管は区画内で行ってください。
- ・調理を伴う(飲料の提供を行う)店舗は、18ℓ以上のコック付き水タンクと、水受け用バケツを設置してください。調理品目が多い場合は、調理品目ごとに複数セット・テーブルも分けてご用意いただく場合があります。テントに入りきらないような品目数の場合、複数区画でのお申し込みをお願いいたします。
- ・利用者が列を作ることが想定される場合には、整理員の配置または立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐ措置を各出店者にて行ってください。
- ・施設を汚損・破損、貸与品を損傷・紛失等された場合には補償していただきます。
- ・販売行為に関して、事故や苦情が発生した場合、全ての賠償責任を負っていただきます。
- ・周囲に対して美観を損ねる、その他、風紀を乱す行為はお断りします。
- ・出店に必要な備品等の調達及び搬入搬出に係る費用等、全て出店者が用意し、その費用をご負担いただきます。

【食品販売の衛生管理など】

- ・加工食品の販売には、保健所の許認可届け出が必要な場合がありますので、各出店者の責任において各種法令を確認の上、必要に応じて取得してください。
- ・飲食(調理行為が発生する事業者)出店に際し、「行事における臨時出店届」と「営業許可書写し」を事務局にて取りまとめて保健所へ提出します。飲食営業や食品を取扱う出店者は、飲食店営業・菓子製造業・そうざい製造業等の許可書に加え、「臨時出店届」を申込時に提出してください。
- ※調理行為を伴わない食品販売と菓子製造業については、品目ごとに分けて、臨時出店届1枚の臨時出店届にまとめて記載ください。飲食店営業(調理行為)については、1品目ごとに1枚の臨時出店届の提出をお願いいたします。
- ・飲食(調理行為が発生する事業者)を伴う出店の際は、食品衛生責任者の資格を有するスタッフを常駐させてください。
- ・取り扱える食品の品目については、東京都福祉保健局が定めた取り扱い品目のみとし、品目の可否については、多摩府中保健所が判断いたします。お申込みの前に臨時出店者の取り扱える品目をご確認ください。
- ・会場内において、保健衛生に関する指示があった場合は、必ず従ってください。
- ・万一、販売行為に関連して、事故や苦情が発生した場合、全ての賠償責任を負っていただきます。

【守っていただく事項】

出店時には、以下の事項を厳守してください。守っていただけない場合、即刻退場いただく場合があります。また、今後のイベント出店についてもお断りさせていただく場合がございます。

- ・食品衛生に関する保健所、事務局の指示を守ること。
- ・販売区画内や会場で飲酒・喫煙をしないこと。
- ・利用規制や交通規制につき主催者の指示に従うこと。
- ・他出店者やお客様に迷惑をかけないこと。
- ・申込書と同じ販売内容であること。
- ・申込者(代表者)以外の方に出店の権利を又貸ししないこと。

(必要に応じ、当日、主催者より身分を証明するものの提示を求める場合があります。)

- ・販売については、区画内で行うこと。
- ・テント等備品を破損した場合は事務局に届け出ること。また、区画内や周辺に付着した汚れは清掃し綺麗にすること。
- ・その他、主催者・事務局・係員の指示に従うこと。

※過失内容により、相応の費用弁済をいただく場合があります。

※係員の指示に従わない場合、退場していただく場合があります。事務局の判断により退場していただいた場合、出店料の返金や損失の補填はいたしません。

【その他】

◆事故等の対応について

事務局は、出店物およびイベントなどに関し、会場内で発生した事故に対しては、一切の責任を負いません。

◆保険について

事務局で、来場者について傷害保険に加入します。出店者につきましては、各自賠償責任保険にご加入ください。

◆記録写真の使用について

開催当日、参加各店の写真を撮影します(店舗名や出店者様の顔なども含まれます。)ので、予めご了承ください。撮影した写真は、ホームページやSNS、その他当日や次回以降の広報等で使用する場合があります。

◆出店者情報の取扱いについて

事務局では出店申込者等からご提供いただいた情報については、当イベント及び府中市又は(一社)まちづくり府中が実施する事業についてのご案内の際に利用し、それ以外には利用しません。万一、当該目的以外で利用する場合には、必ず事前にお知らせいたします。また利用目的に照らして不要となった情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

【問い合わせ先】

まちづくり府中

183-0022 東京都府中市宮西町2-8-3 野口ビル2階

TEL 042-370-1960(平日 9:00-17:30)、FAX 042-370-1785

E-mail: machidukurifuchu@gmail.com

反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約

- 1 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または販売を行うスタッフ(従業員等)は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) その他前各号に準ずる者及び団体
- 2 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または販売を行うスタッフ(従業員等)は、現在又は将来にわたって、前号の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。
 - (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
 - (2) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
 - (3) 反社会的勢力を役職員や顧問としたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していと認められる関係
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - (5) 役職員又は経営に実質的に関与しているものが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
- 3 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または出店を行うスタッフ(従業員等)は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会の信用を棄損し、又は貴会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または出店を行うスタッフ(従業員等)は、上記各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、まちづくり府中より出店停止・拒絶を受けても異議を申しません。これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、まちづくり府中が専門機関（府中警察署）に照会することについて同意します。

以上